

処分庁：富士市教育長

諮問日：令和5年8月3日（令和5年諮問第1号）

答申日：令和6年8月30日（令和6年答申第1号）

事件名：保有個人情報開示請求に係る全部開示処分及び部分開示処分に対する審査請求

答 申 書

第1 審査会の結論

令和5年4月18日付け総務課受付第4001号による保有個人情報開示請求（以下「開示請求1」という。）に対して、部分開示した決定につき、審査請求人が開示するべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

令和5年4月18日付け総務課受付第4002号による保有個人情報開示請求（以下「開示請求2」という。）に対して、全部開示した決定は妥当であり、審査請求時に追加して開示を請求した対象文書は開示請求の対象とはならない。ただし、令和5年10月4日付け審査請求人の意見書を受けて、処分庁から審査会に提出された文書である後記追加資料のうち、表示記載の別添資料1、別添資料2及び別添資料3を対象文書として追加した上で、表示記載の別添資料1及び別添資料2については全部開示の決定、別添資料3については、審査請求人の個人情報に該当する部分について部分開示の決定をすべきであり、別添資料4については開示請求の対象とはならない。

令和5年5月18日付け総務課受付第4004号による保有個人情報開示請求（以下「開示請求3」という。）に対して、部分開示した決定につき、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求の趣旨と経緯等

1 併合審議

本件審査請求は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、審査請求人が処分庁に行った3件の保有個人情報の開示請求に対する処分について一括して申し立てたものである。

審査請求人が開示を求める情報は一連の事実に関するものであり、当事者も同一であることから、当審査会は3件の審査請求について併合して審議することとした。

2 審査請求の趣旨

審査請求人は、令和5年度の富士市立高等学校の入学試験を受験し、不合格となった者である。

審査請求人が、自己の面接、作文の評価内容その他不合格とした理由、根拠に係わる文書及び障害者であることにつき受検上の合理的配慮が検討された際の文書を対象に、自己を本人とする保有個人情報の開示を富士市教育委員会に求めたところ、部分

開示あるいは全部開示された内容に不服があり、本件審査請求を申し立てた。

3 審査請求までの経緯

(1) 審査請求人の保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和5年4月18日付けで、開示請求1及び開示請求2を行い、令和5年5月18日付けで、開示請求3を行った。

(2) 原処分

処分庁は、令和5年5月16日付けで、開示請求1に対し部分開示決定（以下「原処分1」という。）を行い、さらに同日付けで開示請求2に対して全部開示決定（以下「原処分2」という。）を行った。

処分庁は、令和5年6月1日付けで、開示請求3に対して部分開示決定（以下「原処分3」という。）を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和5年6月19日付けで、上記3件の処分についての審査請求を一括して行った。

内訳は、原処分1において処分庁が行った部分開示決定を取り消し不開示部分の一部の開示を求めるもの、原処分2において処分庁が行った全部開示決定に対し、実際は開示されていない文書が存在するので、対象文書の範囲を誤った違法があるか又は開示すべきものを開示しない違法な不作為であるから、全部開示決定の取消し又は追加の開示決定をした上で範囲を拡げた対象文書の開示請求を求めるもの、原処分3において処分庁が行った部分開示決定を取り消し不開示部分の一部の開示を求めるものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 開示請求1に関して

(1) 請求の内容

処分庁が、原処分1において不開示とした部分のうち、集団面接評価表のうち審査請求人に係るコメント欄の記載（開示書類番号4001-8）、個人面接評価表のうち審査請求人に係るコメント欄の記載（開示書類番号4001-9）、（再）集団面接評価表のうち審査請求人に係るコメント欄の記載（開示書類番号4001-16）、（再）個人面接評価表のうち審査請求人に係るコメント欄の記載（開示書類番号4001-17）（以下併せて「請求1-1」という。）及び「面接の評価と評定」の不開示部分（開示書類番号4001-6）（以下「請求1-2」という。）の開示を請求する。

(2) 請求の理由

ア 請求 1－1 について

- ・ 本人の情報であるから、開示されて当然である。
- ・ 情報の利用目的は、富士市立高等学校令和 5 年度入試で不合格となったため、令和 5 年度入試の採点、評価を明らかにし令和 6 年度入試に備えることである。自分の試験結果を得ただけで、次回の面接の内容を知り得るものではないので、令和 6 年度の入試を有利に進めることなどありえない。よってこの開示請求が他の生徒の入試への影響を及ぼすということにもならない。
- ・ 富士市教育委員会は、適格主義の方針を明らかにしているのだから、その方針により不合格にした内容を示す義務がある。

イ 請求 1－2 について

- ・ 面接の手順を知っただけ、評価を数値化した仮得点など単なる点数をみただけで試験を有利に進められることはない。
- ・ 富士市教育委員会は、適格主義の方針を明らかにしているのだから、その方針により不合格にした内容を示す義務がある。

2 開示請求 2 に関して

(1) 請求の内容

ア 審査請求での主張（以下「請求 2－1」という。）

処分庁が、原処分 2 により開示した開示文書に記載された内容に関連して、以下の三つの文書の開示を請求する。

- (ア) 開示番号 1－5 「受検上の配慮要望についての静岡県教育委員会高校教育課との協議結果について」に記載のある「各教育委員の意見考え方を確認」の部分に係る各教育委員の名前及び各意見・考え方の議事録の開示（以下「請求 2－1－1」という。）
- (イ) 開示番号 1－5 「受検上の配慮要望についての静岡県教育委員会高校教育課との協議結果について」に記載のある「9 月教育委員会会議の議案として審議」の部分に係る議事録の開示（以下「請求 2－1－2」という。）
- (ウ) 開示番号 1－7 「障害者受験に関する各自治体の対応」及び 2－4 「受検上の配慮通知（令和 5 年 1 月 31 日）」記載の「他の自治体を参考にする」の部分に係る各自治体に確認した場合の各自治体の所属及び担当者名の開示（以下「請求 2－1－3」という。）

イ 令和 5 年 10 月 4 日付け意見書（以下「審査請求人意見書 2」という。）での主張（以下「請求 2－2」という。）

審査請求人が静岡県教育委員会に行った個人情報開示請求により入手した書類を見たところ、それらの文書に対応する文書を富士市が保有しているはずだが、開示請求 2 の対象文書として未だ開示されていないことがわかったので、それらの書類の開示を請求する。

(2) 請求の理由

ア 請求 2－1

明解な理由は記載がないが、原処分 2 により開示された文書に記載されている文言を確認し、その記載にある文書を請求するとの趣旨のようである。

イ 請求 2－2

審査請求人が静岡県教育委員会に行った個人情報開示請求により入手した書類を見たところ、それらの文書に対応する文書を富士市が保有しているはずだが、開示請求 2 の対象文書として未だ開示されていないことがわかった。

処分庁の開示は十分ではないことは明らかである。

処分庁は審査請求人に関する保有個人情報を隠さずきちんと開示し、開示義務を果たすべきである。

3 開示請求 3 に関して

(1) 請求の内容（以下「請求 3」という。）

処分庁が、原処分 3 において不開示とした部分のうち、審査請求人の作文評価に係る記載の開示を求める。

(2) 請求の理由

- ・ 本人の情報であるから、開示されて当然である。
- ・ 過去の試験のコメントを知っただけで次回の入試を有利に進められることなどありえない。
- ・ 落とした理由を教えるべきである。
- ・ 富士市教育委員会は、適格主義の方針を明らかにしているのだから、その方針により不合格にした内容を示す義務がある。

第 4 処分庁の説明の要旨

処分庁の主張する不開示の主たる理由は、弁明書、意見書及び資料の提出に付された書面によると、おおむね以下のとおりである。

1 開示請求 1 に関して

(1) 請求 1－1

請求 1－1 に係る不開示部分は、面接評価の判定に直結する内容で、一般に開示していない面接の評価基準に基づく評価内容の記載がある。この内容を開示するとその情報を知り得た者だけが事前に面接の対策をとることができる可能性があり試験を有利にすすめることができることから、今後の入学試験の公平公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示としたものである。

(2) 請求 1－2

請求 1－2 に係る不開示部分は、面接結果を評価につなげる手順、評価の判定基

準等が示されており、一般に公開をしていないものである。これらを開示するとその情報を知り得た者だけが事前に面接の対策をとることができる可能性があり試験を有利にすすめることができることから、今後の入学試験の公平公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって法第78条第1項第7号の規定により不開示としたものである。

2 開示請求2に関して

(1) 請求2-1

原処分2により全部開示を受けて新たに認識した事項又は疑問点についての質問であり、原処分2に対する行政不服審査法上の不服に該当しない。

なお念のため申し添えると、請求2-1-1及び請求2-1-3の文書は不存在であり、請求2-1-2の文書については、その概要版はインターネットで公開されているものであり、詳細版を任意に審査請求人に対して交付済みである。

(2) 請求2-2

審査請求人意見書2に記載された資料の確認のため、令和5年12月25日付けで審査会より提出依頼のあった資料に該当するものは、後記追加資料の表示記載の4つの文書が全てであり、それらの資料に対する処分庁の主張は以下のとおりである。

ア 別添資料1 「県立高等学校からの法律相談 内容記載用紙」

審査請求人が請求した、「市立高校と市教育委員会が検討した文書」とは、富士市立高等学校と市教育委員会の両者間で検討した文書を指すものである。

当該文書は、静岡県教育委員会が作成し、顧問弁護士に相談し活用した文書を、市に対して参考資料として提供されたものである。よって、当該文書は開示請求2において審査請求人が請求した、「市立高校と市教育委員会が検討した文書」には該当しない。

因みに、当該文書は審査請求人意見書2に添付されたものと同一である。

イ 別添資料2 「県立高等学校からの法律相談 実施報告書」

当該文書は、静岡県教育委員会が作成し、顧問弁護士に相談した結果の報告書であり、市に対して参考資料として提供されたものである。

よって、別添資料1と同様の理由で、当該文書は開示請求2において審査請求人が請求した、「市立高校と市教育委員会が検討した文書」には該当しない。

ウ 別添資料3 「富士市立高等学校 「重度の障害を持つ生徒の入学者選抜について」」

当該文書は、市長・副市長へ報告するため作成した資料であり、別添資料1と同様の理由で当該文書は開示請求2において審査請求人が請求した、「市立高校と市教育委員会が検討した文書」には該当しない。

なお、記載内容の一部は、他の都道府県から他への情報を提供しないことを条

件に説明された情報であり、開示することにより事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第 78 条第 1 項第 6 号に該当）ことから、仮に当該文書が開示される場合であっても当該部分是不開示とされるべきである。

エ 別添資料 4 「障害者受験に関する各自治体の対応」

当該文書は、市長・副市長へ報告するため作成した資料であり、別添資料 1 と同様の理由により当該文書は開示請求 2 において審査請求人が請求した、「市立高校と市教育委員会が検討した文書」には該当しない。

なお、記載内容の全部は、他の都道府県から他への情報を提供しないことを条件に説明された情報であり、開示することにより事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第 78 条第 1 項第 6 号に該当）ことから、仮に当該文書が開示される場合であっても当該部分是不開示とされるべきである。

3 開示請求 3 に関して

請求 3 に係る不開示部分には、作文評価判定に直結する本人に対する評価のコメントや評定の観点が記載されており、一般に公開していないものである。これらを開示するとその情報を知り得た者だけが事前に作文の対策をとることができる可能性があり試験を有利にすすめることができることから、今後の入学試験の公平公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって法第 78 条第 1 項第 7 号の規定により不開示としたものである。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問に対して、以下のとおり調査審議を行った。

なお期日間において、法第 106 条第 2 項により読み替えて適用する行政不服審査法第 81 条第 3 項の規定において準用する同法第 74 条及び富士市個人情報保護審査会条例第 7 条により処分庁に対し資料の提出及び保有個人情報の提示を求めた。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 令和 5 年 8 月 3 日 | 諮問の受理及び処分庁からの弁明書を収受 |
| ② 同年 9 月 6 日 | 審査請求人意見書 1 を収受 |
| ③ 同年 9 月 7 日 | 審議① |
| ④ 同年 10 月 4 日 | 審査請求人意見書 2 を収受 |
| ⑤ 同年 10 月 27 日 | 審議② |
| ⑥ 同年 11 月 28 日 | 処分庁意見書 1 を収受 |
| ⑦ 同年 12 月 15 日 | 審議③ |
| ⑧ 令和 6 年 1 月 5 日 | 処分庁意見書 2 を収受 |
| ⑨ 同年 1 月 26 日 | 審議④ |
| ⑩ 同年 3 月 18 日 | 審議⑤ |
| ⑪ 同年 4 月 18 日 | 審議⑥ |
| ⑫ 同年 5 月 22 日 | 審議⑦ |

第 6 審査会の判断の理由

1 開示請求 1 について

(1) 請求 1－1

当審査会において、審査請求人が開示を請求する 4 か所の不開示部分を見分したところ、いずれも面接評価の判定に直結する評価者のコメントが記載されている。審査請求人は、自分の試験結果を得ただけで次回の入試を有利に進めるなどありえないと述べるに対し、処分庁は面接の評価基準は一般に公表しておらず、その情報を知り得た者だけが事前に面接の対策をとることができ試験を有利に進めることができる可能性があるとする。

当審査会の考えるに、面接試験は、受験者の能力、資質及び適性等を見極めて求める人材を選抜することを目的とするものであるから、どのような点についてどのような基準で評価をするかということは結果の判定に重要な要素である。とすると、これを開示することで、以降の面接試験において評価の高いと思われる回答を準備して述べるなどの事前の対策が可能となり、真に求める人材を選抜することが困難になり、入学試験事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるといえ、またその基準を知らない他の受験者に比して有利になる可能性があり、公平公正が求められる入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

また、面接評価者のコメントが開示され明らかになると、評価者側は柔らかに書くなどの配慮をしたり、正直な評価をためらうなどの萎縮的効果が出てくることが考えられ、それにより適正な評価が行われないという評価の信頼性、妥当性を欠くこととなり、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、請求 1－1 に係る不開示の保有個人情報、法第 7 8 条第 1 項第 7 号ハ及び同号柱書に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(2) 請求 1－2

当審査会において、審査請求人が開示を請求する不開示部分を見分したところ、これらは面接結果を総合的に判断し、原則として 3 段階の評価に分類するための評価基準、及び集団面接と個別面接の各評価の仮得点の合計から、5 段階の評定を決定する基準を示したものである。

この内容は、法第 2 条第 1 項に規定する個人情報には該当せず、よって処分庁の保有する個人情報にも該当しない。

したがって、法第 7 7 条第 1 項に基づく保有個人情報の開示請求の対象文書ではなく、不開示としたことは妥当である。

なお、処分庁が請求 1－2 の対象文書「面接の評価と評定」の一部を開示したのは、開示部分において評価の区分と評定の区分の全体と種類を示し、当該評価又は

評価の位置付けがわかるための補助資料としての任意提供と考えられる。

2 開示請求2について

(1) 請求2-1

原処分2は、全部開示であるところ、審査請求人は新たに3点の文書の開示請求を求めて審査請求を行った。全部開示に対する不服申し立てであることについて、特段の説明がないが、当審査会では、本来開示すべき文書を開示しない違法な不作為の処分であるか、あるいは開示対象文書の範囲を誤った違法な処分であるかのいずれかであるとして、原処分2を取り消した上で、正しい対象文書の開示を求める趣旨と解して審査を行うこととした。

ア 請求2-1-1

原処分2によって開示された、開示番号1-5「受検上の配慮要望についての静岡県教育委員会高校教育課との協議結果について」に記載のある「各教育委員の意見考え方を確認」の部分に係る各教育委員の名前及び各意見・考え方の議事録の開示を求めるものである。

当審査会は、すでに公開されている教育委員の名前、当該各教育委員の意見・考え方を議論した議事録は、法第2条第1項に規定する審査請求人の個人情報には該当せず、よって処分庁の保有する個人情報にも該当しないと考える。

したがって、法第77条第1項に基づく保有個人情報の開示請求の対象文書とらなかったことは妥当である。

イ 請求2-1-2

原処分2によって開示された、開示番号1-5「受検上の配慮要望についての静岡県教育委員会高校教育課との協議結果について」に記載のある「9月教育委員会会議の議案として審議」の部分に係る議事録の開示を求めるものである。

議事録は、法第2条第1項に規定する審査請求人の個人情報には該当せず、よって処分庁の保有する個人情報にも該当しない。

したがって、法第77条第1項に基づく保有個人情報の開示請求の対象文書とらなかったことは妥当である。

ウ 請求2-1-3

開示番号1-7「障害者受験に関する各自治体の対応」及び2-4「受検上の配慮通知（令和5年1月31日）記載の「他の自治体を参考にする」の部分に係る各自治体に確認した場合の各自治体の所属及び担当者名の開示を求めるものである。

処分庁が調査ヒヤリングをした際の所属及び担当者名は、法第2条第1項に規定する審査請求人の個人情報には該当せず、よって処分庁の保有する個人情報にも該当しない。

したがって、法第77条第1項に基づく保有個人情報の開示請求の対象文書と

しなかったことは妥当である。

(2) 請求 2 - 2

ア 審査請求後の請求の追加について

本請求は、当審査会の審議中に審査請求人が審査請求人意見書 2（令和 5 年 10 月 4 日付け）において、追加で請求したものである。

審査請求は、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に行うことができるという出訴期間の制限があることも鑑み、審査請求時の請求に加え、その後随時、任意に請求の追加ができるという制度とは解されない。

一方で、審査請求は職権探知主義が認められていることから、審査請求人の主張に拘束されることなく、審査庁はあらゆる観点から処分の違法事由、不当事由の有無を審査することができ、原処分とは異なる理由、審査請求人の主張する理由と異なる理由により審査請求を棄却することも一般に可能と解されている。

よって審査庁から諮問を受理した当審査会としては、審査庁の職権探知の権限の範囲内で、審査請求人の審査請求時の主張にかかわらず、調査審議することと判断した。

イ 当審査会の調査

審査請求人意見書 2 を受けて、当審査会は処分庁に対し、開示請求 2 に係る文書で開示されていないものがある場合に、その文書の提出を求め、該当する文書が存在しない場合又は該当する文書を提出できない場合は、その理由を示した書面の提出を求めた。

処分庁からは、該当する文書として後記追加資料表示記載の 4 つの文書が提出された。当審査会は該当する文書はそれが全てであると判断し、4 つの文書の開示について以下のように審議し判断した。

ウ 別添資料 1 及び別添資料 2

(7) 個人情報該当性

当該文書は、直接氏名等の記載はないが、記載された内容から他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（法第 2 条第 1 項第 1 号括弧書き）に該当し、行政の保有する自己を本人とする保有個人情報となり、開示請求の対象となり得る。

(4) 開示請求 2 の対象文書該当性

開示請求書には、開示を請求する保有個人情報として、「(中略) 受検配慮について、市立高校と富士市教育委員会が検討した文書の全ての写し」との記載があった。

処分庁は、審査請求人は、市立高校と富士市教育委員会との両者間で検討した文書を請求しているところ、当該文書は富士市教育委員会が県に照会した際に県が作成したものを、県から参考として提供されて保有していたものである

から、請求の対象文書ではないと主張する。

しかし、処分庁が原処分2により開示した他の文書をみても、両者間で検討した文書以外の文書も含まれており、両者間における検討文書に限るという趣旨ではなく、市立高校と富士市教育委員会を並列として判断しているものも見受けられる。また審査請求人の主張全般からしても、両者間においての検討文書に限るという趣旨は見受けられない。これらのことから、当審査会は「市立高校と富士市教育委員会が検討した文書」とは、両者間で検討した文書を指すのではなく、市立高校と富士市教育委員会の各々が検討した文書という趣旨であると解する。

とすると、本文書は富士市教育委員会が検討を依頼した際の文書及び依頼の結果の文書であり、「受検配慮について富士市教育委員会が検討した文書」といえ、開示対象文書に該当するといえる。

(7) 結論

以上から、別添資料1及び別添資料2は、開示対象文書であり、不開示とする部分はないことから、全部開示すべきである。

エ 別添資料3

(7) 個人情報該当性

当該文書は、審査請求人の氏名が記載され、本人への受検配慮の検討内容が記載されている文書であり、特定の個人を識別することができるもの（法第2条第1項第1号）に該当する、行政の保有する自己を本人とする保有個人情報とが記載された文書であり、開示請求の対象となり得る。

(4) 開示請求2の対象文書該当性

別添資料1及び別添資料2の記載と同様である。

(7) 結論

以上から、別添資料3は、開示対象文書である。

もっとも、文書内には、市立高校、県内公立高校、県教育委員会及び他自治体の状況についての記載等、特定の個人を識別することができる情報ではなく、審査請求人の個人情報には該当しない部分がある。よってこれらの部分を除き、審査請求人の個人情報に該当する部分につき部分開示されるべきである。

オ 別添資料4

(7) 個人情報該当性

当該文書は、他の都道府県の受検上の措置の調査結果を示したものであり、特定の個人を識別することができる情報の記載はない。よって、行政の保有する自己を本人とする保有個人情報ではなく、開示請求の対象とならない。

(4) 結論

以上から別添資料4は、行政の保有する自己を本人とする保有個人情報では

なく、開示請求の対象としなかったことは妥当である。

3 開示請求3について

当審査会において、審査請求人が開示を請求する不開示部分を見分したところ、本人の作文評価のコメントと評定の観点が記載されている。

(1) 本人の作文評価のコメント

審査請求人は、自分の試験結果を得ただけで次回の入試を有利に進めるなどありえないと述べるに対し、処分庁は作文の評価基準は一般に公表しておらず、その情報を知り得た者だけが事前に作文の対策をとることができ試験を有利に進めることができる可能性があるとする。

作文試験は、受験者の能力、資質及び適性等を見極めて求める人材を選抜することを目的とするものであるから、どのような点についてどのような基準で評価をするかということは結果の判定に重要な要素である。とすると、作文評価のコメントを開示することで、以降の作文試験において評価が高くなる書き方や内容を準備するなどの事前の対策が可能となり、真にもとめる人材を選抜することが困難になり、入学試験事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるといえ、またその基準を知らない他の受験者に比して有利になる可能性があり、公平公正が求められる入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

また、作文評価者のコメントが開示され明らかになると、評価者側は柔らかに書くなどの配慮をしたり、正直な評価をためらうなどの萎縮的効果が出てくることが考えられ、それにより適正な評価が行われないという評価の信頼性、妥当性を欠くおそれがあり、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、請求3に係る不開示の保有個人情報、法第78条第1項第7号ハ及び同号柱書に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(2) 評定の観点

評定の観点は、機械的に判定できない作文の評価が公平公正に行われるように定めた評価の基準であり、本件の評価コメントを見ると、この観点到沿って作文の評価が行われたことがわかる。

評定の観点は、法第2条第1項に規定する審査請求人の個人情報には該当せず、よって処分庁の保有する個人情報にも該当しない。

したがって、法第77条第1項に基づく保有個人情報の開示請求の対象文書ではなく、不開示としたことは妥当である。

第7 答申に関与した委員

石野 弘・羽生田 宏枝・小林 正和・佐野 可奈・和田 武士

追加資料の表示

1 別添資料 1

「県立高等学校からの法律相談 内容記載用紙」

2 別添資料 2

「県立高等学校からの法律相談 実施報告書」

3 別添資料 3

「富士市立高等学校 「重度の障害を持つ生徒の入学者選抜について」」

4 別添資料 4

「障害者受験に関する各自治体の対応」